

ID: 714

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	障害者支援施設等への入所措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第2号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
【基準】 法第16条第1項第2号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置) 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。 (1) 略 (2) やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはほぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。 (3) 略 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日